

住宅リフォーム事業者の皆様へ

訪問販売や**電話勧誘販売**に該当する住宅リフォームは
特定商取引法の規制対象です

特に、**過量販売**（必要以上の工事を勧誘するような場合）については、**行政処分**の対象となるほか、消費者による**契約解除**の対象にもなります

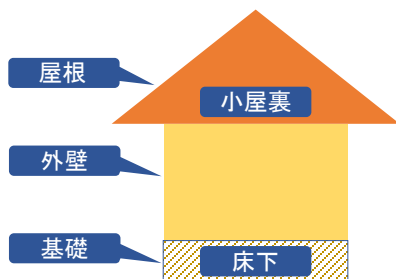
問題となる**過量販売**についての考え方を公表しました（2022年6月）

特定商取引法の訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合



過量販売に該当する場合

必要以上のリフォーム工事を勧誘するような場合



必要以上のリフォーム工事とは…

同一住宅において
床下・屋根・小屋裏・基礎・外壁の工事を
1年間に累積3以上実施する場合

※時期をずらして、同一の部位を複数回工事する場合にも、
複数回の工事をしたものとして累積されます

ただし、工事が真に必要な場合には問題ありません

（例：住宅の維持が困難となる重大な不具合が生じ、新たな工事が必要となった場合等）

リフォーム工事に係る勧誘を行う場合には、
工事前後の現場の写真等を保存しておきましょう

* 写真等の保存（5年程度）により、後々、工事の必要性を説明できます

訪問販売又は電話勧誘販売における 住宅リフォーム工事の過量販売該当性チェックシート

以下の①～③について、該当するものに

チェック を入れて確認してください

1 訪問販売又は電話勧誘販売によって
勧誘を行うリフォーム工事か

はい

↓

いいえ

→

2 同一住宅の床下・屋根・小屋裏・基礎・外壁の
工事を1年間に累積3以上実施しているか

はい

↓

いいえ

→

3 工事前後における現場の写真等により、
必要な工事だったと確認できるか

確認できない

↓

確認できる

→

通常、特定商取引法上の過量販売に該当しない

特定商取引法上の過量販売に該当するおそれあり

※ 詳細については「訪問販売又は電話勧誘販売における住宅リフォーム工事の役務提供に係る過量販売規制に関する考え方」（消費者庁ウェブサイトで検索）を御参照ください